

## 工賃向上等支援事業 公募型プロポーザル募集要綱

### 1 目的

本県では、障害者が働く喜びを感じながら地域で自立した生活を実現できるよう、工賃等の向上のための事業に取り組んできた。しかしながら、平成 29 年度以降、平均工賃月額全国順位が 40 位台で推移するなど、低迷が続いている。

そこで、より一層の工賃向上に取り組むとともに、新たな知識やノウハウ等を活用するため、公募型プロポーザル方式により企画提案を募集する。

本事業は第 374 回兵庫県議会において令和 8 年度当初予算の成立を前提に事業化される停止条件付の事業です。

### 2 募集概要

#### (1) 事業名

工賃向上等支援事業

#### (2) 業務内容

別添「仕様書」のとおり

#### (3) 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

#### (4) 委託上限額

27,000 千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

#### (5) スケジュール

令和 8 年 2 月 20 日（金）	募集要項等の公表・配布
2 月 26 日（木）	質問書の提出期限
3 月 3 日（火）	質問書に対する回答期限
3 月 6 日（金）	参加申込書・企画提案書の提出期限
3 月中旬	審査委員会（プレゼンテーション審査）
4 月 1 日（水）	契約締結、事業開始

※プレゼンテーション審査日程等については、後日通知する。

### 3 応募資格

(1) 公募に参加できる者は、次の全ての要件を満たす者であること。

また、複数の法人・団体等での共同による応募の場合は、参加する全ての者が、次の全ての要件を満たす者であること。

ア 法人その他の団体又は個人事業主であって、業務を適切に遂行できる能力を有すること。

イ 提案する事業が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可又は指定を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可又は指定を受けていること。

ウ 事業の実施にあたり、兵庫県との打合せなどに適切に対応できること。

(2) 次のいずれにも該当しないこと。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者
- イ 必要書類の受付期間の受付期間において、兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
- エ 兵庫県が賦課徴収する県税、消費税又は地方消費税を滞納している者
- オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者
- カ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員またはこれに準ずる団体等の統制の下にある者

#### 4 募集要綱等の配布

(1) 配布開始日

令和 8 年 2 月 20 日（金）

(2) 配布方法

兵庫県ホームページからダウンロード

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf10/shuroushien/hyogo-jigyokoubo.html>

#### 5 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、「質問書」（様式 4）により提出すること。

(1) 受付期間

令和 8 年 2 月 20 日（金）から令和 8 年 2 月 26 日（木）午後 5 時まで

(2) 質問書の提出方法

電子メールにて事務局に提出

E-mail : universal@pref.hyogo.lg.jp

(3) 留意事項

件名に「工賃向上等支援事業公募型プロポーザルに関する質問」と記載すること。

(4) 質問に対する回答

令和 8 年 3 月 3 日（火）に全ての質問者に同一の回答を配布するとともに、県のホームページに回答を掲載する。ただし、関係者等への確認を要する質問で、期限までに回答できない場合、その質問に関する回答のみ後日行う可能性がある。

#### 6 参加申込書等の提出

(1) 提出書類

	書類名	様式	部数
ア	参加申込書	1	正本 1 部

イ	提案者概要	2	正本 1 部
ウ	参加資格を有していることを証明する書類		正本 1 部
	①法人登記簿謄本	-	
	②定款又は寄付行為	-	
	③納税証明書（発行後 3 ヶ月以内のもの） ・消費税及び地方消費税の納税証明書 ・都道府県税（全税目）の納税証明書（兵庫県に事務所が所在する場合のみ）	-	
	④財務諸表（直近 1 ヶ年のもの）※法人の場合のみ ・貸借対照表 ・損益計算書 ・株主資本等変動計算書	-	
⑤複数法人等届出書 ※複数の法人等で参加する場合	3		

(2) 留意事項

複数の法人等で参加する場合、全ての構成員が、(1) イ～エ①～④に掲げる書類を提出すること。

(3) 提出先

11 に記載の事務局

(4) 提出方法

持参又は郵送による（郵送の場合は配達したことを証明できるものに限る）。

※持参の場合の受付時間は、土日祝日を除く各日の午前 9 時から午後 5 時まで。

(5) 提出期限

令和 8 年 3 月 6 日（金）午後 5 時（必着）

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

## 7 企画提案書の作成及び提出

(1) 提出書類

	書類名	様式	部数
ア	企画提案申込書	5	正本 1 部
イ	企画提案書 A 3 版 8 枚以内（表紙を除く） 片面使用とすること ※審査基準（8（2））に沿った提案を行うこと	任意	正本 1 部 副本 5 部
ウ	本業務の実施体制	任意	正本 1 部 副本 5 部
エ	同種・類似のイベント運営に関する業務実績	任意	正本 1 部 副本 5 部

オ	本業務受託参考見積書	任意	正本 1 部 副本 5 部
---	------------	----	------------------

## (2) 留意事項

- ア 提出する案は、各法人(複数法人での参加の場合はその共同体) 1 提案に限る。
- イ 使用する文字は、11 ポイント以上とすること。  
ただし、注釈はこの限りではない。
- ウ 提出期限後の必要書類の訂正、追加及び再提出は認めない。
- エ 必要書類の作成及び提出に要する経費は、応募者の負担とする。
- オ 必要書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属する。
- カ 必要書類は審査のためにのみ使用し、審査結果にかかわらず応募者に返却しない。
- キ 提出書類 (1) イ～オについて、ページ番号を記載すること。
- ク 企画提案書は全て片面印刷で作成すること。

## (3) 企画提案にあたって参考とすべき資料

- 企画提案書の作成にあたり、以下の資料を参考とすること。
  - ・第5次兵庫県工賃向上計画 (令和7年3月改定)

## (4) 提出先

11 に記載の事務局

## (5) 提出方法

- 持参又は郵送による (郵送の場合は配達したことを証明できるものに限る)。  
※持参の場合の受付時間は、土日祝日を除く各日の午前9時から午後5時まで。

## (6) 提出期限

- 令和8年3月6日 (金) 午後5時 (必着)  
※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

## 8 審査の方法

### (1) 審査の方法

- ア 事務局が参加資格の確認を行い、これを通過した者のみ、プロポーザル審査委員会 (以下「審査会」という。) において提案内容を審査する。
- イ 審査会では、提案者によるプレゼンテーションを求める場合がある。この場合、参加資格を有する提案者に対して、審査会の日程・場所等を別途通知する。  
なお、プレゼンテーション実施にあたっては審査基準 (8 (2)) に沿った提案を行うこと。
- ウ 8 (2) の審査基準に基づき、審査会による審査を行い、業務を委託する契約候補者 (及び次点者) を決定する。ただし、最高点の者が複数いる場合は、提案金額の安価な者を契約候補者とする。
- エ プロポーザル参加資格を有する提案者が1者の場合においても審査を実施するものとし、審査の結果、60%以上の得点 (60 点以上) を獲得し、業務を適切

に実施できると判断された場合には、当該事業者を契約候補者とする。

(2) 提出書類

審査項目	審査基準	配点
A 企画提案内容	①「7(3) 企業提案にあたって参考とすべき資料」及び仕様書と合致した内容となっているかどうか。 ②県内の就労継続支援 B 型事業所等の実態にあった内容となっているかどうか ③工賃等の向上に効果的な提案が具体的になされているかどうか ④一部地域の事業所ではなく、県内全体の事業所に効果がある提案がなされているかどうか	40
B 実施体制 スケジュール	①業務の実施に当たり、明確な責任体制に基づいた適切な実施体制や人員配置がとられているか。 ②障害福祉サービス事業所等と事業実施が可能な関係が構築できているか ③適切に実施できる計画的なスケジュールであるか。	30
C 類似業務実績	①企画・運営業務について、類似の実績を豊富に有しているか。	10
D 経費	①業務内容に見合った適切な経費になっているか。	10
E 全体評価	①事業目的等を正しく理解し、提案内容が仕様書の内容と合致しており、事業に関する理解・知識十分にあるか。	10
合計		100

(3) 審査結果

審査結果では、審査後、事務局から速やかに全応募者に通知するとともに、県のホームページで公表する。

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札参加資格等の措置を講じることとする。

ア 他の応募者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

イ 事業者選定終了までの間に、他の応募者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

ウ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。

エ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

## 9 業務の内容等

- (1) 県は、業務を委託する者として選定されたもの（以下「受託者」という。）と委託業務内容等について、協議・調整を行う。この協議・調整において、県と受託者双方で確認の上、委託業務内容等を修正し、又は変更することがある。
- (2) 受託者は、9（1）の協議・調整を行った業務の内容を記載した業務計画書を県に提出すること。なお、業務の実施にあたっては、業務計画書、委託契約書及び業務委託仕様書に従うこと。
- (3) 受託者が委託契約書に記載する条項に違反したときは、県は、当該委託契約の全部又は一部を解除し、委託料の支払いを停止し、又は受託者に対して支払った委託料の全部又は一部の返還を求めることがある。

## 10 その他留意事項

- (1) 提案を取り下げる場合は、辞退届（様式6）を提出すること。
- (2) 受託者は、当該業務の実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿、労働関係帳簿、業務日誌等）を業務終了後5年間保存すること。
- (3) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (4) 本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。
- (5) 秘密の保持
  - ア 受託者は業務遂行上知り得た情報を他に漏らしてはならない。
  - イ 本業務の遂行に当たって収集した情報については、機密保持に努めるとともに、施錠の徹底、電子データのパスワード設定等、万全なセキュリティ対策を講じなければならない。
  - ウ 本業務の遂行に伴い取り扱う個人情報の漏洩、滅失又はき損の防止その他保有する個人情報の適正な管理のため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。
- (6) 受託者は、兵庫県財務規則第100条第1項の規定に基づき、契約保証金として、契約金額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付する。ただし、同項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

## 11 事務局

兵庫県福祉部ユニバーサル推進課 障害者就労支援班 田口、高原

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話 078-362-3261（直通）

E-mail : universal@pref.hyogo.lg.jp